



～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

No. 3 3 1

2017年 3月20日 発行

(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

苫小牧市表町5丁目10番7号

TEL(0144)33-9383 FAX(0144)32-2568

宅建だより 苫小牧

第6回支部会員会議

創立 50 周年記念祝賀会の開催について

第 6 回支部会員会議を下記の日程で開催いたします。

会議終了後には支部創立 50 周年を記念して祝賀会を開催いたします。従業者の皆様にもぜひご出席くださいますようお願いいたします。

記

- 1 会議日時 平成29年4月21日(金) 午後4時30分～
- 2 祝賀会 平成29年4月21日(金) 午後6時～
- 3 会場 グランドホテルニュー王子 芙蓉の間
- 4 会費 正会員 3,500円(1社1名)
従業者 5,000円

詳細については後日、総会議案書と共に郵送でご案内いたします。

平成29年・30年度苫小牧市市有地・保留地の
譲渡斡旋資格審査の申請について

平成29年・30年度に苫小牧市市有地・保留地の売却に伴う譲渡斡旋資格審査を希望する方は苫小牧市に申請書を提出してください。

- 1 申請書類の受付
期間 平成29年3月1日(水)～15日(水)(土曜・日曜日は除く)
午前9時～午後5時

申請書に記載した内容を説明できる方が持参してください。
郵送受付はいたしません。

- 2 申請書類の配布
苫小牧市役所財政部管財課ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jutaku/jotoassen.html>

- 3 申請者の範囲
(1) 次のいずれかであること

- ① 苫小牧市に事務所がある宅地建物取引業者
・事務所…宅建業法第31条の3第1項に定める事務所
- ② 金融機関が出資する宅地建物取引業者
- ③ 信託銀行

- (2) 市税の未納がないこと

お問い合わせ先

苫小牧市役所 財政部 管財課 管財係(庁舎6階)

職務代行者の届出について

会員(会社代表者)が協会の総会等に常時出席できず議決権を行使できない場合は、あらかじめその会員の事務所に勤務している者を職務代行者として登録しておくことができます。

研修会その他支部行事への参加には届出の必要はありません。

職務代行者の届出は別紙「内規」をご覧の上、3月31日までに同封の届出書を支部事務局へ提出してください。(すでに提出されている場合は、届出の必要はありません)

創立五十周年企画

◆◆宅建協会苫小牧支部の50年◆◆

第9回 支部事務所の始まりから今へ

昭和42年に苫小牧支部が設立して現在までに、事務所は7回移転しています。設立当時は、戸嶋支部長の事務所の一部を借りて業務をしていました。住所は苫小牧市表町18番地、現在の(株)日専連パシフィックさんの事務所のあたりでした。

国が主導する持ち家ブームと住宅ローンの整備により、不動産取引が活発になり、宅建業者が急速に増えたことで、支部の会員数が100社を超えたのは昭和51年のことです。会員数の増加に伴い、地域に特化した支部事業の必要性や、会員への情報の提供などが、求められるようになりました。

このような背景で支部設立から10年後に、協会独自に運営する支部事務所を、苫小牧市末広町に開設しました。賃料は月 50,000 円(当時)で、職員も常勤するようになりました。

その後、建物の解体、所有者の変更等の理由で何度か移転し、表町の富士ビルから平成 27 年 6 月に今のセントラル駅前ビルに移りました。

会員数も増減を繰り返しながら、128 社までに増えています。

〈 会 員 動 向 〉 会員数 128社

事務所名称の変更

	変更後	変更前
商号・名称	㈱土屋ホーム流通苫小牧営業所	㈱土屋ホーム流通苫小牧支店

宅建士の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
㈱土屋ホーム流通 苫小牧営業所	小幡貴也(石狩 16975)	吉田尚広(石狩 12136)
㈱太平ホーム北海道 苫小牧営業所	村本達也(石狩 13001)	西村清美(石狩 8962)
大鎮キムラ建設(株)	畠山英司(胆振 955)	山田晴啓(胆振 1258)

廃業・退会

商号・名称	免許番号	代表者指名
光徳商事(有)	胆振(12)313	山下 明
(有)下川原建設	胆振(6)724	下川原 勝 義

お預かりする個人情報は協会規定に基づいて取り扱います

〈 業 務 報 告 〉

- 2 / 3 創立記念事業実行委員会 支部事務所
- 2 / 3 第3回不動産研修会 グランドホテルニュー王子
- 2 / 2 1 創立記念事業実行委員会 支部事務所

〈 相 談 業 務 報 告 〉

2月に苫小牧支部に寄せられた相談
一般相談者：3件 会員業者：0件 計：3件

チャレンジ宅建 (2016年度 出題)

問題： 宅建業法第47条及47条の2の業務における禁止行為について、

宅建業者が分譲マンションの購入の勧誘に際し、噂をもとに「3年後には間違いなく徒歩5分の距離に
当たらしく私鉄の駅ができる」と告げた場合、故意にだましたわけではないので法には違反しない。



北海道宅地建物取引業協会 苫小牧支部 発行